

令和4年度

いじめ防止基本方針



草加市立松原小学校

はじめに

児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国・地方公共団体・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という）第 12 条の規定及び平成 25 年 10 月 11 日文科科学大臣決定（以下「国の基本方針」という）が策定されました。

それに基づき、本校においても、「埼玉県いじめ防止等のための基本的な方針」の理念の下、児童にとって学ぶ学校や生活する地域の中で個人の尊厳が守られ、安心して楽しく充実した豊かな生活が営まれるように次のとおり「いじめ防止基本方針」を定めます。

本校の教育目標である「みんなで力を合わせ、元気いっぱい、笑顔いっぱいの学校」が実現できるように、いじめ問題の克服と根絶に向けて、いじめを生まない土壌をつくり、学校・家庭・地域が強く連携を図る中で、本方針を効果的且つ総合的に日々推進してまいります。

## 松原小学校における基本方針(概要)

- 1 いじめ防止基本方針について
- 2 いじめ防止に関する校内組織
- 3 いじめ防止対策法制定の意義
- 4 いじめ防止基本方針策定の趣旨
- 5 いじめの定義
- 6 いじめの理解
- 7 いじめ防止等に関する取組みの柱
- 8 いじめ防止対策推進法に基づく具体的な取組み
- 9 いじめに対する措置
- 10 いじめ防止の取組みに係る年間計画（案）
- 11 いじめ早期発見での対応フロー
- 12 いじめ発生時の対応組織、重大事態に関する校内組織
- 13 私たちの学校生活（小学校用）

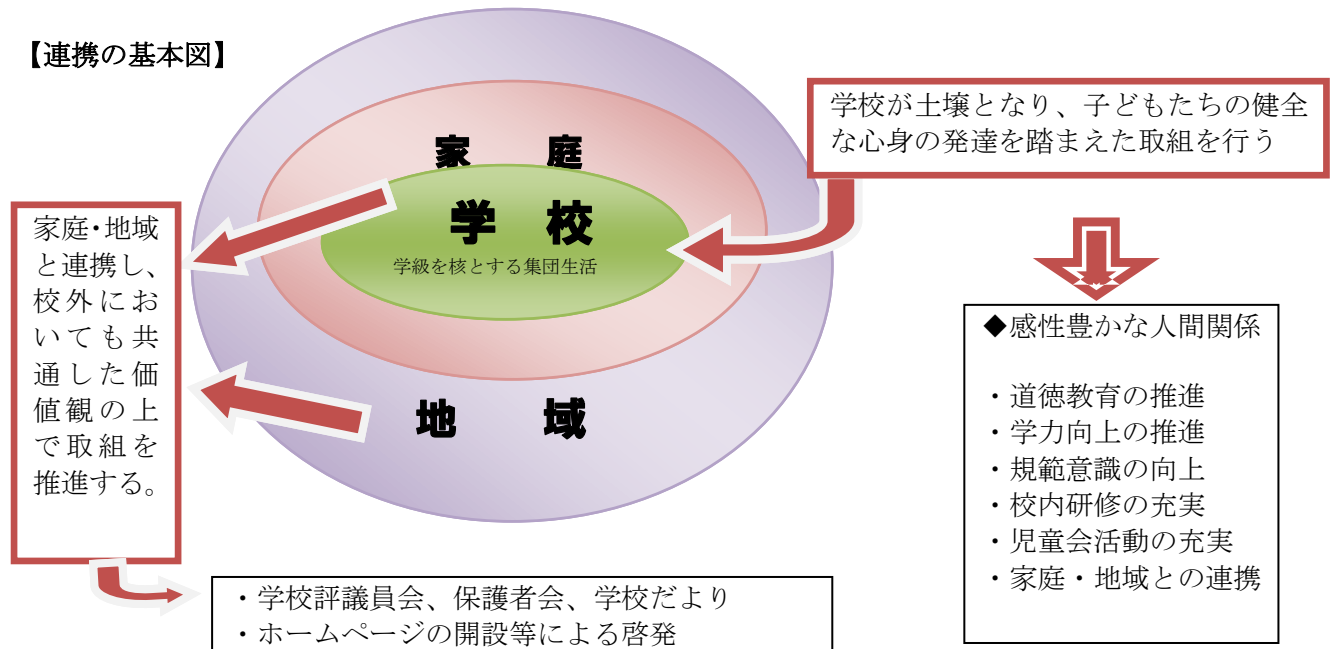
# 1 いじめ防止基本方針について

「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という）が平成25年9月より施行され、第12条の規定及び「いじめの防止等のための国の基本方針」及び埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針（以下「埼玉県基本方針」という）また、本市の学校におけるいじめの防止等のための基本的な方針に基づき、本校においてその基本理念において以下の「いじめ防止基本方針」を策定したものである。

## (1) 策定の基本理念

「次代を担う、かけがえのない子どもたちの健全な育成のために、一人ひとりの尊厳を保持することを目的に、学校・家庭・地域ぐるみでいじめ撲滅に徹底的に取り組む、「いじめは絶対に許さない」「子どもたちを守る」という強い決意の下、子どもたちの健全な心身の成長、将来の自己実現を図るため、安心・安全な学校生活の基盤を確保する。

### 【連携の基本図】



## (2) 方針の中核

### ①未然の防止

- ・ 全ての児童は、いつでも、どの学級でも、どんな児童でも起こり得る問題として認識し、いじめに巻き込まれる可能性があるものとして、学校組織の指導体制を構築し、全校児童を対象に定期的に事前の調査を行い、未然にいじめ問題の早期発見・早期解決に努め、いじめ根絶の徹底を図る。

### ②いじめ防止対策委員会の設置

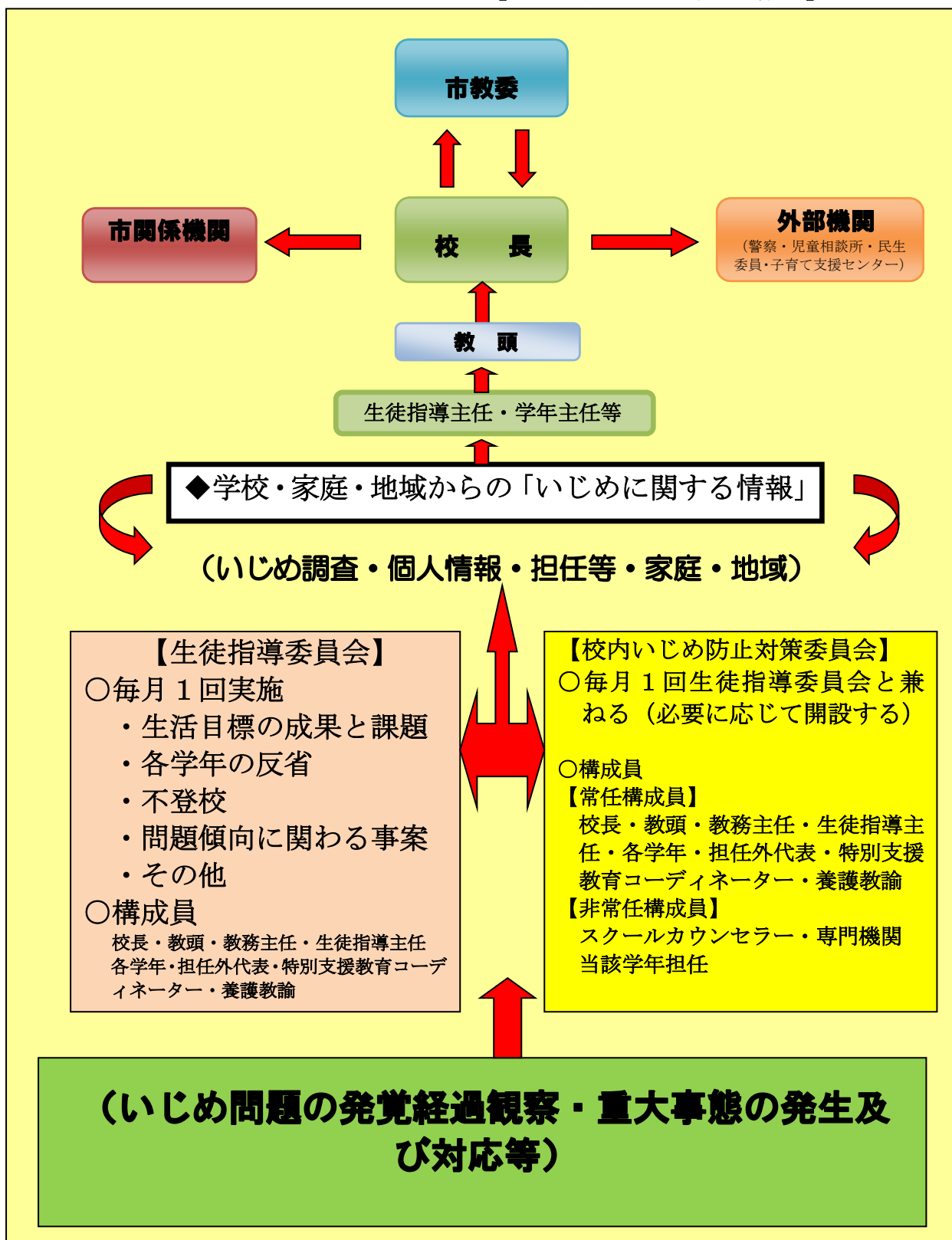
- ・ いじめに対する、予防・対処に対応するため、「いじめ防止対策委員会」を常設設備し、校務分掌に位置付ける。

### ③いじめ防止対策委員会

- ・ いじめ予防・防止、対応のための取組みについて検討し、他の分掌等と関連を図る。
- ・ 関係機関との連携について検討する。
- ・ 必要に応じて各事案に対する「指導・支援チーム」を構成する。
- ・ 月一回の定例「生徒指導委員会」にて「いじめ防止対策委員会」を兼ねて開催していく。
- ・ 臨時招集は、校長が招集する。
- ・ いじめ防止対策委員会の構成員は、以下の通りとする。  
※生徒指導委員会を母体とし、これに臨床心理の専門家を加えた者とする。

## 2 いじめ防止に関する校内組織

○いじめ防止・予防・事前取組みに関する組織体制【いじめ発生時の対応組織図】



### 3 いじめ防止対策法制定の意義

いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、当事者及び担当教諭が独自で抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが不可欠である。(中略)

「いじめは、卑劣な行為である。」「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり成立したものである。

### 4 いじめ防止基本方針策定の趣旨

「いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。」(文部科学大臣決定・平成25年10月11日、「いじめ防止等のための基本的な方針」より)

また、この基本方針は、これらを踏まえつつ、平成25年6月に制定された「いじめ対策防止推進法」の規定に基づき、本校児童の尊厳の保持を目的とし、総合的かつ効果的にいじめの問題の早期発見・早期解決に向けて推進するために策定する。

### 5 いじめの定義

※いじめ防止対策推進法(第2条)

「いじめ」とは、児童等について、当該児童等が在籍する学校において、在籍している当該児童との一定の人間関係等にあたる児童等が行う心理的または、物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) 解釈上の留意点(いじめの認知について)

- ① 苦痛の有無を本人の発言のみに限定しない。周囲の状況や当該児童の表情や日常生活での雰囲気との相違に目を向けて確認する。
- ② 常に「あるかもしれない」と想定することで、必ず事案に対しては複数の目で情報に対応していくことを念頭に置く。児童及び保護者の目を重要視する。
- ③ インターネット等を通じて行われる誹謗中傷や個人情報流失等についても、第三者からのいやがらせ行為やこの行為が法に触れる事を明確に日常生活において指導し意識させる。
- ④ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、その行為により感じている心身の苦痛の状況など、いじめを受けた児童等の立場に立つことが必要である。
- ⑤ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### 6 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こり得るものである。
- (2) 暴力を伴わない「いじめ」であっても繰り返されたり、多数から集中的に行われたりすることで、人としての尊厳を傷つけられたり生命や身体に重大な危険を生じさせるものである。
- (3) 被害者、加害者の二者関係だけでなく、第三者の影響が事の重大さ、いじめられる期間の長短に大きく左右することを認識する。いじめをはやし立てる集団、興味本位での「観衆」や周囲で見ぬふりをしている「傍観者」の存在にも十分に注意を払う。

- (4) いじめを疑われているにも関わらず、いじめを受けていないように明るく振舞ったりする児童は、否がないばかりか、より深刻であると理解することである。

～教職員の理解を深め、自ら振り返るために～

- 「いじめチェックリスト ～早期発見・早期解決のために～」の実施  
(草加市立小中学校生と指導推進委員会提供資料)
- 校内研修の実施、専門機関との連携  
※事例研修及びワークショップ形式(体験参加型の研修の実施)

## 7 いじめ防止等に関する取組みの柱

### (1) いじめの未然防止・予防

※いじめ防止基本方針の核となる

学校の教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない行為であること」を理解させ、教科や道徳等を通して豊かな情操や道徳心、自他受容、自己洞察、他者理解、コミュニケーション能力、ストレスマネジメント能力、社会性の育成につながる取組みを推進する。また、実践内容について、情報を家庭や地域へ発信し価値観を共有し理解協力の推進を図る。

- ①学力の向上(わかる授業の推進)
- ②命の大切さを推進する道徳教育の充実を図る。
- ③思いやりの心を持って協力し、支え合い、一人ひとりが安心して生活できるよう、心の通う人間関係を構築するとともに、全ての子どもに、その能力の素地が育成されるよう努める。

### (2) 早期発見・早期解決

- ①「学校生活アンケート」の定期的な調査を実施し、その都度確かな情報を収集する。年間5回程度実施し、問題を抱えている児童、疑問を感じている児童と直接面談を行う。
- ②いじめを受けた場合には、一人で悩まず、家族、学校、友だち又は関係機関等に相談するよう伝えるとともに、アンケート、教育相談、市いじめ悩み相談等、具体的な相談、訴えの方法を理解させる。
- ③個人面談・カウンセリング、教育相談の実施による情報収集と共有化を図るとともに、定期的実施する場合と、保護者から面談の要望があった場合、教職員が要望する場合に実施する。
- ④定期的実施する生徒指導委員会で併せて開設される「いじめ防止対策委員会」で問題行動が挙げられる情報で対応策を図る。
- ⑤学校便り、保護者会、ホームページ等を通した学校の取組みでの発信及び情報の共有化を図る。

### (3) いじめを認知した場合の対処

※被害者またその保護者の心情を最優先に考え、誠意をもって速やかに対応していく。また、毅然とした態度で指導を行う。

- ①家庭・地域との連携を図り、学校と共有した指導が図れるように進める。
- ②被害者の保護者には、事実の確認を明確にし、その後における指導状況及び事後の指導方針を丁寧伝え、意向を汲みながら指導を進める。
- ③加害者の保護者には、事実の連絡を行うとともに、その心情も受け取りつつ必要な支援も並行して行っていく。
- ④様々な状況により継続した指導・助言が受け入れられず、十分な効果を上げることが困難な場合また、心身に重大な被害が生じる場合には、関係機関との連携を図る。さらに、犯罪性がある場合には、市教委及び警察や児童相談所との適切な連携を図る。

## 8 いじめ防止対策推進法に基づく具体的な取組み

### (1) いじめ防止・予防等のための取組み

- ①道徳教育の充実と人権感覚育成の取組み
  - ・豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の素地を養う。

→人権意識・感覚を醸成、いじめ防止を図る。

- ②すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ③人権感覚育成プログラムを活用し「いじめ」に関する理解を深める。

- ◎年間指導計画に沿って、学年ごとに発達段階に応じ、道徳の時間や学級活動を通して、「いじめ防止」に関する授業等を行う。
- ◎外部指導者を招いての授業形式または講演を実施する。

## (2) 予防・早期発見の措置

- ①在籍児童等に対する定期的な調査の実施とそのための必要な措置を講ずる。
- ②保護者・地域、関係者との情報の共有化と指導への連携を図る。
- ③支援体制を整え、いじめの解決に向けて組織的に対応する。
- ④その他、「いじめ」を防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講じる。

## (3) 相談体制の整備

- ①複数の教員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他関係者により構成される。いじめ防止等のための組織を編制する。
- ②相談体制（いじめに係わる相談を行うことができる体制）の整備。

○カウンセリング→支援室      ○家庭の問題→児童相談所

## (4) 校内いじめ防止対策委員会の設置

- 生徒指導委員会  
校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・各学年主任・担任外代表・養護教諭・特別支援教育コーディネーターで組織し、生活目標に関しての取組及び不登校、生徒指導上での問題行動等について話し合い、検討する。
- いじめ防止対策委員会  
上記の組織員に校長が認める者及び該当学級担任を加えて対策を講じ検討する。  
※状況や必要に応じてさわやか相談員・スクールカウンセラー・臨床心理士等の専門職からの協力を得て指導を仰ぐ。

## (5) インターネット関連のいじめに対する対策の推進

- インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう必要な啓発活動を行う。

○非行防止教室の活用      ○ネットモラルに関する指導

# 9 いじめに対する措置

- (1) いじめを受けていると思われるとき → ○在籍学級児童への早期解決への対策を講じる。  
○臨時の生徒指導部会を開き対策を講じる。  
○速やかに事実確認を行う。結果を管理職へ報告。
- (2) いじめが確認されたとき → ○速やかにいじめをやめさせる対処を講じる。  
○再発防止措置の継続（いじめを受けた児童等または、その保護者への支援、いじめを行った児童等への指導またはその保護者に対する助言等）  
○いじめを受けた児童等、その他児童等が今後安心して教育が受けられるように支援をする。  
○保護者間でトラブルや争い等が起きないように、いじめの事案に係わる情報を共有する措置を行う。

- (3) いじめの事実確認について →
- いつ (いつ頃からか)
  - いじめの背景の確認 (何がきっかけになったのか)
  - 誰から行われていたのか (単数、複数)
  - これまでの態様の確認 (状況の把握)
  - 児童の人間関係について
  - 学校や担任がどのように対応してきたのか
  - 多角的・広範囲から情報を収集し、因果関係を確認する。
  - 被害者・第三者から情報や協力(助言)を得ることが大切
  - 情報を提供したことによる新たな被害が及ばないように配慮する。
  - いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を教育委員会に報告する。
- (4) 被害者への配慮について →
- 気持ちを大切に、丁寧に情報を聞き取る。
  - 加害者の児童に対して、状況に応じては、速やかに指導を行い、「いじめ」を止めさせる。
  - 事情や心情を聴取し、継続的な心理的ケアを心掛ける。
  - 被害者を取り巻く環境を整え、心身共に安全で落ち着いた学校生活の復帰及び学習支援、メンタルケア行う。
  - 本人、保護者の不安を受け入れると共に、意向を十分に汲み配慮する。また解消に向けた具体的な対応を示す。
  - 被害者の児童から直接聞き取りができない場合には、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、理解を得た後で調査に入る。
  - 必要に応じては、保護者会の設置の有無とその時期について被害児童の保護者の意を汲む。
- (5) 事後指導について →
- 再発防止に細心の注意をはらい、安全安心な学校生活の維持に努める。
  - 被害者の心情に最大の配慮をはらい、その意向によっては、学習環境の変更についても弾力的な対応を検討するよう教育委員会との連携を図る。
  - 加害児童等に対しても、教育的配慮を講じる、
- (6) いじめの解消について →
- いじめの解消の判断は、単に謝罪をもっていじめが解消したとするのではなく、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。
    - ①いじめに係る行為が止んでいること (およそ3ヶ月)
    - ②いじめを受けた子ども等が心身の苦痛を感じていないこと

○支援室、児童相談所等との連携も考慮する。



# 10 いじめ防止の取組に係る年間計画（案）

いじめ防止対策委員会

月	取 組 内 容	研 修 内 容	備 考
4月	○いじめ防止基本方針 ・年間計画実施計画の共通理解 ○いじめ防止対策委員会【定例会】	・いじめ防止基本方針の周知 ・いじめ防止対策委員会設置 ・年間計画案について ・構成員の確認と決定	○アセスメント 現状の分析と方針の確認 ○体制づくり
5月	○各種アンケートによる実態把握 ・Q-U検査 ・いじめに関する調査（私たちの学校生活） ・いじめ対策に係る実践内容の決定 ○いじめ防止対策委員会 ○家庭訪問の実施期間	・アンケート調査による実態から児童の現状把握 ・いじめチェックリスト実施 ・調査結果の検証	○アンケートの結果 ・実態把握 ○保護者への啓発
6月	○いじめ防止キャンペーンの実施（児童会活動） ・いじめに関する授業等（道徳教育の推進） ○いじめ防止対策委員会	・特別支援教育推進委員会	
7月	○非行防止教室の実施 ・いじめ撲滅運動市内小中学校連絡協議会 ○いじめ防止対策委員会 ○いじめに関する調査（私たちの学校生活）		・保護者への啓発
8月	○CAPプログラム事業の夏季講座 ○いじめ撲滅運動参加 ○いじめ防止対策委員会	・教師側の夏季研修 ・専門機関を招いての研修会	
9月	○CAPプログラム事業の実施 ・保護者向け及び4年生向け ○いじめに関する調査（私たちの学校生活） ○いじめ防止対策委員会 ○道徳週間の取組 ・各学級で授業を行う	・調査結果の検証 ・ ・学校公開中における授業公開	
10月	○いじめ防止対策委員会	・いじめチェックリストの実施	・実態把握
11月	○各種アンケートによる実態把握 ・いじめに関する調査（私たちの学校生活） ○いじめ防止対策委員会	・調査結果の検証	
12月	○道徳月刊の取組 ・各学級で授業を行う ○校内いじめ防止対策委員会	・特別支援教育推進委員会	
1月	○いじめ防止対策委員会		
2月	○各種アンケートによる実態把握 ・いじめに関する調査（私たちの学校生活） ○いじめ防止対策委員会	・調査結果の検証	・見直し、改善点
3月	○校内いじめ防止対策委員会	・次年度に向けてのプランニング	・実施プラン作成

# 11 いじめ早期発見での対応フロー

## 学校での様子で「いじめや悩み等での変化」が 感じられる児童について（早期発見での対応） ～いじめ等の可能性もあると捉えた対応フロー～

○遅刻や休みがちになったり、  
言動や行動に変化が見られるよ  
うになったりしてきた。

ある

○連絡・相談・情報の収集  
・行動面の変化を中心に、専科の担当  
からも情報を収集し、学年主任、養護教  
諭、生徒指導主任を通して「管理職」へ  
相談する。  
・保護者からも話を聞く。  
※いじめの可能性を感じたら、いじめ  
防止対策委員会との連携を図る。

ない

○友だち関係に急に変化が見ら  
れるようになった。

ある

○学年・学級内外でのトラブルの  
有無を点検・確認し、情報の収集  
をする。  
・学級内の様子、人間関係を観察  
・本人との面談を実施。  
・保護者への連携を図る。  
・身体に変化は見られるか。  
※専門機関への相談も視野に入れる。

ない

○持ち物が無くなること、怪我や  
落書きが増えてきたように感  
じられるようになってきた。

ある

○身体症状・服装・持ち物等の  
変化を観察し相談する。  
・服装の汚れ、学習用具等の破損状況  
・怪我の様子、外遊びの様子の観察  
※いじめやネグレクト以外の事も視  
野に入れた対応で相談する。

ない

○健康観察時に体調の変化を訴  
えるようになってきた。  
○家庭の状況などの変化がある。

ある

○家庭や児童を取り巻く生活環  
境の変化について調べる。  
・健康観察での様子や保健室への来  
室の状況を把握する。  
・保護者の協力のもと、家庭での生活  
状態や本児が抱えていそうなスト  
レスの有無等を聞く。  
※家庭内構造の変化について情報を  
得る事が目的だが、家庭内のプライ  
バシーには、容易に立ち入らない。  
誠意と信頼関係の構築が大切

ない

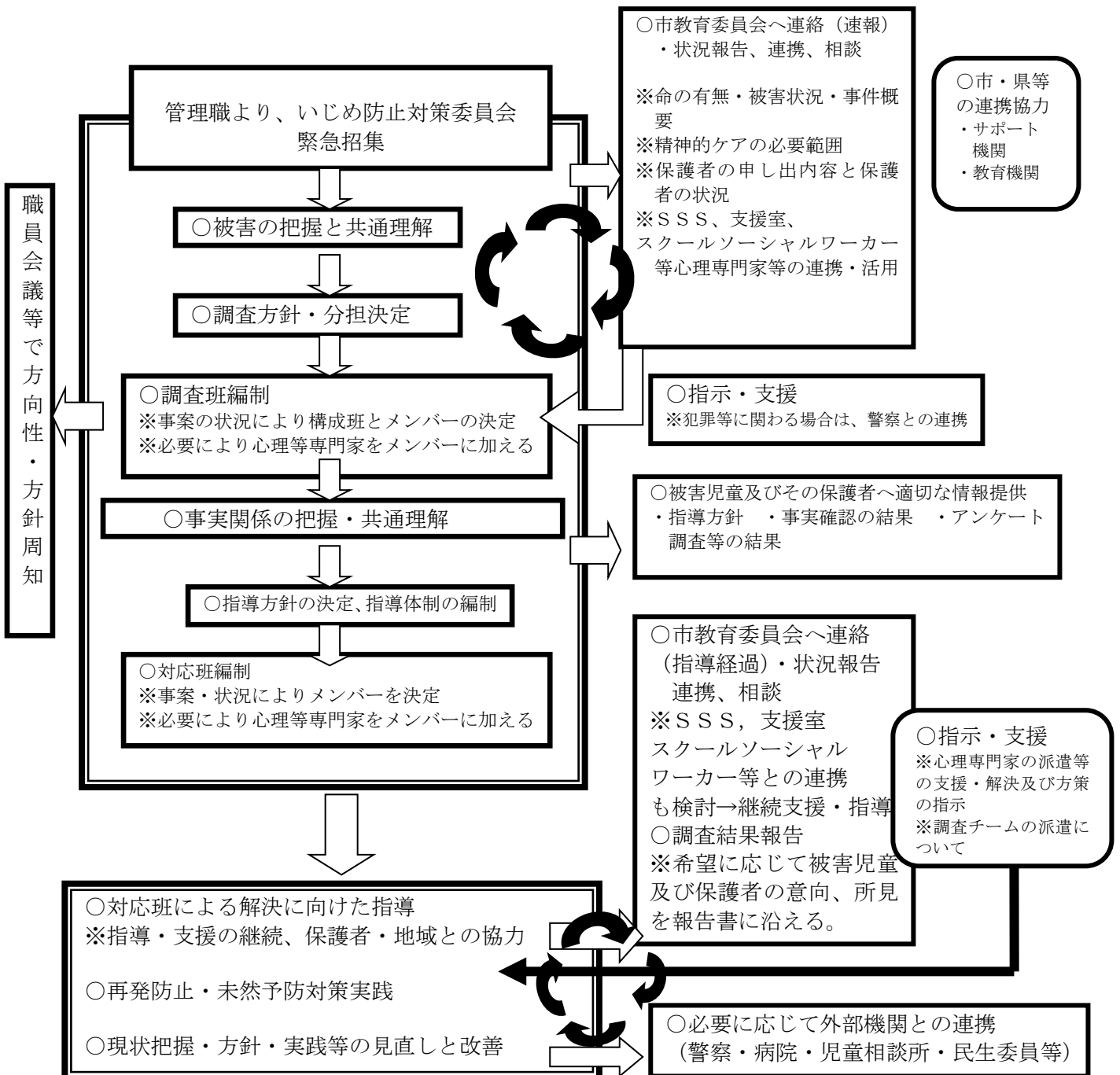
○家庭へ継続し、見守る事を伝える  
※家庭との連携を継続し、情報を共有していく。また、学年内での情報収集を継続する。

## 12 いじめ発生時の対応組織、重大事態に関する校内組織

**重大事態  
が発生！**

★以下の3点に該当する内容があった場合は、重大事態と捉えて対応する。

- ①生命、身体又は財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めた場合。
  - ・自殺、身体に重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発症
- ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
  - ・30日を目安とするが、連続した欠席の場合慎重に判断する。
- ③児童・保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し出があった場合
  - ・自殺が起こった場合、文科省「自殺が起こったときの緊急手引き」を参照



# 13 私たちの学校生活（小学校用）

私たちの学校生活（ 月 日）				
			年 組	番氏名
<small>しつもん</small> 質問 1、自分にあてはまる欄に○をつけてください。				
<small>がつ</small> 月から <small>きょう</small> 今日までの間に、 <small>あいだ</small> わたしが <small>とも</small> 友だちから           されたこと	ない	ときどき 時々ある	よくある	
1	わたしがいやがっているあだ名 <small>な</small> で呼ばれた			
2	なかまはずれ、むしをされた			
3	しつこく <small>わるぐち</small> 悪口を言われた			
4	かげぐち <small>い</small> を言われた			
5	わたしの物 <small>もの</small> をかくされた			
6	わたしの物 <small>もの</small> をこわされた			
7	いやなことを、むりやりやらされた			
8	しごと <small>お</small> を押しつけられた			
9	お金 <small>かね</small> をとられた			
10	むりやりおごらされた			
11	つかいはしりをやらされた			
12	なぐられたり、けられたりした			
13	いやなうわさ <small>なが</small> を流された			
14	いやなメールをおくられた			
15	ネットの掲示板 <small>けいじばん</small> などにいやな書き込み <small>か こ</small> をされた			
<small>しつもん</small> 質問 2、上の○印が1つでも「時々ある」「よくある」について人に聞きます。				
1	そのことについて、あなたはどんな行動 <small>こうどう</small> をとりましたか。			
2	そのことについて、あなたはだれかに相談 <small>そうだん</small> しましたか。			
<small>しつもん</small> 質問 3、あなたのまわりで、いやな思い <small>おも</small> をしているお友だち <small>とも</small> がいたら、おしえてください。				
お友だちのなまえ				
お友だちがされていたこと（いつ、どこで、どんなことをされていきましたか）				
<small>ひと</small> ※まわりの人と、おしゃべりをしないで、しづかに、 <small>しんけん</small> 真剣に <small>こた</small> 答えてください。				